

一名主角屋敷御年頭ニ上ゲ候面々獻上も、何も御扇子三本入壹箱臺乗可奉獻上候、○中
一來寅正月三日御城江御年頭御禮ニ上リ候名主并角屋敷之者、昨日喜多村にて申渡候通、扇子
臺之下ケ札、

御扇子三本入 何町名主謹 同斷 何町角屋敷謹

右之通、銘々名書致し、紙札を附可申候、紙の類熨斗包水引にも、金銀之箔は不及申、錫眞鍮之箔
附候紙水引用ひ間敷候、若俄ニ無據差合有之難罷出面々者、正月二日迄之内、其斷書可被差出
候、少も違背有間鋪候、以上、

十二月

〔享保集成絲綸錄四〕元文二巳年十二月

三奉行江

上京下京大坂堺過書 奈良伏見 伏見新船
總中年寄 總中 坪井喜六、秤屋、墨屋、

竹千代様江年頭獻上物、先達而相伺候得共、差上に不及候、且又江戸町中、其外都而此類ハ、其儀ニ
不及候間、有之候ハ、其旨差圖可有之候、

〔後水尾院當時年中行事正月〕二日○中 夕方の御祝きのふにかはらず、○中 内々のをとこ衆芝こ
うのかぎり、申の口にて御扇をたふ、勾當のないし是をとり傳ふ、

〔視聽草七集〕四〕寛永甲申御湯殿の記 寛永廿一年正月二日、ないくのをとこたち、いつものご
とく御あふぎたぶ、

〔看聞日記〕應永廿四年正月十四日、右少辨經興參賀、布衣薄色 一獻料五百疋獻之、○中 御對面有一獻、○中
略 御引物唐繪一對、雪窓關 杉原十帖賜之、

〔御湯殿の上の日記〕長享三年正月三日、かんろじ御れい申、御あふぎたぶ、

拜領